

《規約例》

〇〇自治会（町内会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設、その他の財産の維持管理
- （4）〇〇〇〇
- （5）〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇自治会（町内会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、安来市△△町□□番、〇〇番から××番まで及び▲▲番の区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、島根県安来市△町×番〇号に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 第3条に定める区域に住所を有し、本会の活動を賛助する法人及び組合等の団体は、賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には退会したもとする。

- （1）第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- （2）本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

コメント 1 田川 啓子
役員会（第25条）若しくは会の細則（第40条）等

コメント 2
役員会（第25条）若しくは会の細則（第40条）等。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 事業計画及び予算の議決に関する事項
- (2) 規約変更、財産処分、解散の議決以外の事項で特別決議を必要としない事項

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。但し、会長の要請があれば、監事も出席して意見を述べることができる。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は口頭をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これら規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び資産は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、安来市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、**会長**が別に定める。

コメント 3

会長若しくは役員会等。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 3 3 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 3 5 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

《設立総会議事録例》

設 立 総 会 議 事 録

- 1 開催公告日 令和 年 月 日
- 2 開催日時 令和 年 月 日
- 3 開催場所 安来市 町 番
- 4 設立同意者総数 人
- 5 出席者数 人（委任状による出席 人）

6 議長選任の経過

定刻に至り、〇〇△△は、開会の辞を述べ、本日の設立総会が上記のとおり
の出席があり有効に成立したことを告げ、議長の選出方法を図ったところ、満
場一致で議長に 〇〇△△ が選出された。

〇〇△△議長は、議長就任の挨拶を述べた後、議事録署名人を2名選出して
ほしいと議場に諮ったところ、下記の者が選任され、各々その就任を承諾した。

議事録署名人 △△□□ ・ □□〇〇

続いて、設立発起人たる □□△△より本地区共同体に属する共有財産の説
明及び地方自治法に基づく地縁団体による法人設立に向けての経過報告がなさ
れ、下記議案の審議に入った。

7 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 〇〇自治会（町内会）規約制定の件

議長は、原案を発起人 〇〇△△ に朗読させ、その内容を各章ごとに説明させ
た後、これを議場に諮った。

いろいろな質疑があった後、議長は第1号議案につき承認方を求めたところ、
満場一致をもって別紙原案のとおり承認可決した。

第2号議案 当自治会（町内会）構成員確定の件

議長は、自治会（町内会）規約第3条に基づき安来市 〇〇△△ 地区の区域に
おける設立当初の住民は、別紙構成員名簿記載の世帯数 〇〇 戸、構成員 〇〇 人
である旨を告げて議場に諮ったところ、全員意義なくこれを承認可決確定した。

第3号議案 当自治会保有予定資産確定の件

議長は、当自治会が保有予定である現有不動産の資産は、別紙保有資産目録
（保有予定資産目録）記載のとおりであることを告げ、これを承認願いたいと

諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

第4号議案 設立当初の役員決定の件

議長は、第4号議案を上程し議場に諮ったところ、役員候補者を議長が指名することとなり、議長は、下記のとおり指名した。

記

会 長
副会長
会 計
監 事
監 事

議長は、上記役員候補者らを発表し、議場に諮ったところ、全員がこれに賛成したので、本年度設立当初の役員が上記のとおり選任されたことを宣言し、その任期を第12条の規定にかかわらず設立当初は、令和 年 月 日までとする旨を議場に報告した。尚、被選任者の全員は、席上即時就任を承諾した。

第5号議案 設立認可申請及び申請者を代表者とする決定の件

議長は、当自治会（町内会）規約及び設立当初の役員を選任したので、安来市長に対し設立認可を申請すること及び申請者を代表者とすることに決定してほしいと議場に諮った。

議場より設立認可の申請に賛成し、設立当初の会長に就任した ○○△△を申請者とし、代表者とする発言があり、議長は、改めてこれの賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成可決した。

尚、認可申請にあたり規約本文の趣旨に反しない字句の修正について申請者に一任してほしい旨を諮ったところ、全員これを承認可決した。

以上で本日の設立総会の議事を終了し、議長は閉会を宣した。

ときに午前 時 分。

以上の決議事項を明確にするため、ここに議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名する。

令和 年 月 日

議長及び議事録署名者を署名した場合は「署名」記名
押印した場合は「記名押印」と記載する。

議長及び議事録署名者は
署名又は記名押印

○○自治会 設立総会

議 長 ○○△△

議事録署名人 △△□□

議事録署名人 □□○○

《保有予定資産目録例》

保有予定資産目録

〇〇自治会(町内会)
令和〇年〇月〇日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	令和〇年△月×日	自治太郎	安来市△△町□番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権限	権限取得の予定時期
土地	地上権	令和〇年△月×日

《就任承諾書例》

就 任 承 諾 書

私は、令和4年3月28日開催の地方自治法第260条の2第1項の規定によるやすぎちょう自治会設立総会において、設立当初の会長に選任されたため、その代表者就任及び本設立認可申請の申請者となることを承諾いたします。

令和4年3月28日

住 所 安来市安来町878-2

氏 名 島根 太郎

代表者の記名押印又は署名

やすぎちょう自治会 御中

《《裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無例》》

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
並びに職務代行者の選任の有無

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

※代表者が、裁判所から職務執行の停止を受けている場合は「有」に○
受けていなければ「無」に○

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無

(1) 有 ※ ↓は選任している場合のみ記載。

職務代行者の氏名および住所

氏 名 △△□□

住 所 安来市

(2) 無

※裁判所にて代表者の職務代行者の選任を受け、代行者がいる場合は「有」に○
選任を受けておらず、代行者がいない場合は「無」に○

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇自治会（町内会）会長 〇〇△△

《代理人の有無例》

代理人の有無

代理人の有無

(1) 有

代理人の氏名および住所

氏 名 △△□□

住 所 安来市

(2) 無

※代理人がいる場合は「有」に○、いない場合は「無」に○

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇自治会（町内会）会長 〇〇△△

《加入率状況調書例》

加入率状況調書

1 区域内住民総数 〇〇〇人 〇〇世帯

2 構成員数 〇〇〇人 〇〇世帯

3 加入率 %

4 未加入の理由

区域内にあるアパートには単身者や転勤者が多く、自治会（町内会）加入を勧めても申込みがない。

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

〇〇自治会 会長 〇〇△△